

令和6年度第2回 奈良県建設工事等入札契約制度検討委員会議事概要

1 日時

令和6年12月19日（木）午後2時から午後4時まで

2 場所

修徳ビル 中会議室

3 出席者

（委員）

仁木委員長、今治委員、植田委員、宇野委員、熊谷委員

（県）

県土マネジメント部 安井部長、大澤次長、能登防災政策官
喜多仲建設産業課長、八田技術管理課長

4 議事

（1）入札契約制度改革の方向性について

事務局から資料について説明し、意見交換を行った

5 主な発言

（1）検討事項1：入札参加資格制度のあり方

- ・簡素化の方向性については賛成
- ・「公契約条例」の評価項目をどうするのかという課題がある。別制度での対応が可能であるか検討するというのであれば、総合評価で見るのも1つの考えである。
- ・これまでの県の格付けにおいて、経営事項審査のP点と主観点の両方で総評定点を算定してきた中で、主観点により格付けが変動することもあったと思うが、今回主観点の項目を大幅に削減するというのであれば、格付け基準における主観点の意味そのものについても検討する必要があるのではないか。そのことは経営事項審査との重複項目等を削除した後に残る項目の扱いにも影響してくる。
- ・「公契約条例」に関連する評価項目を入札参加資格以外で見ることができないかという点は検討が必要
- ・主観点が格付け結果に影響を与えにくくなるのであれば、主観点の存在意味そのものについても検討が必要
- ・「公契約条例」に関連する評価項目については、他の自治体においてどのような形で評価しているのかを調査し、参考にするのも良いと思う。
- ・入札参加資格については、整理や簡素化により入札参加資格を申請しやすいようにした上で、それをどのように活用していくのかを検討するのが良い。
- ・公共工事として発注する以上、「公契約条例」の評価項目はどこかで評価すべきであり、別制度において勘案する等の検討が必要
- ・現在76業種ある申請業種数の削減、申請できる業種数の上限の撤廃については、受

注機会の均等化を図る上でも必要と考える。

- ・簡素化していくことは重要である。主観的項目の緊急維持業務・雪寒対策業務については、業者に頑張ってもらうためにもどこかで評価する必要があるのではないか。
- ・障がい者雇用や保護観察対象者等の雇用、緊急維持業務・雪寒対策業務については、総合評価が技術提案ではなく企業や技術者を評価する方向になっているので、A等級やB等級については総合評価を活用すればよいと考える。「地域精通度」とは少し違う気もするが、一定の工事において発注者の裁量として加点する発想である。C等級やD等級については、無理があろうとは思いますが、例えば入札額が同額の場合、くじ引きに代えて実績に基づき落札者を決定する方法も考えられる。
- ・申請業種数の削減、申請できる業種数の上限の撤廃については、共通化、簡素化が基本的な方向性であると思うので削減・撤廃すべき。
- ・格付けの簡素化に伴うランクダウン先への配慮も必要。一定期間は旧ランクへの残留を認め、その間に実績を積んでもらうといったことも検討する必要があるのではないか。

(2) 検討事項2：発注時の入札参加要件のあり方

- ・基本的に県の考え方に賛成
- ・予算に上限がある中で発注基準の金額を引き上げた場合、発注件数が減ることも懸念される。受注機会のバランスが崩れる可能性もあるため、慎重に検討していくべき。
- ・格付け基準の簡素化を行った結果、業者数のバランスが大きく変わらない場合でも、簡素化により格付けのカテゴリーが変わってしまう業者がいるのは事実で、その業者にとっては大きな問題。全体を考える必要がある。
- ・混合枠については、格付けの簡素化によりランクが変わる業者にとっては受注機会が変わる可能性があるため、この観点からも検討が必要
- ・予算の上限は大きな制約。しかし、工事の目的物がきちんと目的や機能を果たすことは最低限の要件である。
- ・実際に働くことができる技術者の数も制約の1つ。多少工事の件数が減ったとしても、それにより適切な業者配置が可能になるという面もある。技術者配置についても目を向けても良いと思う。
- ・混合枠については、下位ランクの業者が1つ上位の案件に挑戦する機会と捉えれば、意欲的な業者が活用できるという面もある。
- ・等級別発注制度の変更については、国交省の検討状況も見ながらということであるが、国交省直轄の工事と県の工事では相違点がある場合は、奈良県の特殊事情や考慮しなければならない点がないかの検討は必要
- ・混合枠について、業者育成などの他の目的に使えないかという意見があったが、良い考えだと思う。これについても検討いただきたい。
- ・地域要件については、今のやり方で良いと考える。ただし、特に南部は人口の減少が著しいため、競争性が確保されているかについては継続的に確認する必要がある。
- ・発注基準のあり方については、上位・中位等級は質を担保しつつ技術と経営に優れた企業を育成する、下位等級は地域経済の支え手であることから受注機会に配慮すると

という方針が出されているが、等級を上げるとなると最下位等級の受注機会の増加も見込めることから、その点でも趣旨に合致すると考える。

- ・等級別発注制度の変更については、物価上昇のスピードも見ながらタイミングを検討していただければと思う。
- ・発注基準の金額の見直しについては、国の検討を見ながらの検討になると考える。
- ・混合枠については、当初設定した目的がなくなっているのであれば廃止と思ったが、「意欲的な業者の活用」の観点からの検討には賛成
- ・地域要件については、継続の方向で良いと思う。

(3) 検討事項3：地域業者の災害時対応力の強化

- ・今回の入札契約制度改革の中で、参加資格の簡素化と合わせて申請業種数の上限を外すという話があったが、これは特殊な専門工種を業者として受けられるようになるので、地元で対応できる業者が参加資格を得られるようになると思う。
- ・一方で、入札契約制度での業者の育成には限界があるので、共同受注、ネットワーク、機器購入の補助制度などの他の制度と組み合わせて考える必要がある。
- ・法面工については、入札契約制度での育成には限界があり、また、そもそも県内の下請企業が少ないので、他の制度との組み合わせをはかっている必要がある。
- ・方向性には賛成であるが、入札契約制度でどこまで業者を確保できるかについては危惧している。
- ・県境を接する三重県や和歌山県も同じような問題を抱えていると思うので、情報のやりとりをしながら検討してもらえればということになるが、一方で、災害が起きれば同時の対応となるので、県を越えた調査も必要になってくるのではないかと。
- ・法面工については、県外業者への依存度が高いので、もし災害が起きれば影響は大きい。危険そうなところに予算に付けて予防的に工事をすることで業者を育成することもできるのではないかと。
- ・法面工については、県内企業が少なくは問題であるが、実際に災害が起きたときには県を越えた協力が必要になるので、三重県、和歌山県、大阪府などとの災害時の協力体制、連携といったことも入札契約制度とは別に必要と考える。
- ・法面工については、どの段階で法面工が必要になるのか。応急段階が復旧段階か、これにより業者育成の考え方が変わってくる。
- ・災害対応のキーワードはいろんな意味での「ネットワーク」である。
- ・自治体同士のネットワークについては、近隣に加え、南海トラフ地震の影響が大きいと思われる遠方とも必要。業者同士のネットワークについては、例えば奈良県の業者が平時には隣県の業者の下請に入り、それを入札契約制度で評価する方法もある。
- ・一方で、入札契約制度での対応には限界があり、他にも補助制度や技術者の育成が必要。あとは業者が経営上先を見通せるように今後発注される法面工事を可視化することも有効ではないかと。